

未来と古代が響き合う 日本のふるさと出雲の国づくり



多数のご応募ありがとうございました。

新市名称募集結果まとまる

4月18日から5月31日まで募集していました新市の名称に、応募総数9,144件(有効件数8,948件)というたくさんのご応募をいただきました。

名称の提案理由では、応募者の半数が、「地域の歴史・文化にちなんだ名称」「地域を全国的にアピールできる名称」を挙げ、その具体例として、「出雲」「神」を含む名称が、提案名称の種類全体の44%を占めています。

現在、新市名称・庁舎検討小委員会において、今回応募いただいた名称を参考に、名称候補を5点程度に絞り込む作業を進めています。

(募集結果については、12ページをご覧ください。)

CONTENTS(目次)

第6回合併協議会開催	P2~6
出雲地区合併協議会幹事の交代	P6
合併協定項目と協議状況	P7
新市建設計画(基本方針等)の仮まとめ	P8~11
新市名称募集結果	P12
お知らせボード	P12

第6回 合併協議会を開催

平成15年6月27日(金)、出雲交流会館2階会議室で開催しました。会議の内容は次のとおりです。

報告事項

◆報告第25号

第1小委員会報告について

第4回の小委員会の開催内容について報告しました。



第1小委員会
柳楽 和夫 委員長

【総合振興計画及び土地利用計画・国土利用計画の取扱い】

付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第23号として提出しています。)

【一般職の職員の身分の取扱い】

継続協議中です。

◆報告第26号

第2小委員会報告について

第4回の小委員会の開催内容について報告しました。



第2小委員会
飯塚 勉 委員長

【各種事務事業(保健事業関係その一)の取扱い】

付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第24号として提出しています。)

【新市建設計画(1)】

(第1・第3小委員会でも同様の協議を行っています。)

第5回協議会へ報告した「新市建設計画への意見」をもとに、新市建設計画(基本方針等)についてとりまとめを行ないました。これは、現段階での仮のまとめであり、今後、予定されている主要施策等の協議に併せて、引き続き検討を進めていき

ます。(今回示された基本方針等は、8〜11ページに掲載しています。)

◆報告第27号

第3小委員会報告について

第4回の小委員会の開催内容について報告しました。



第3小委員会
柳楽 和利 委員長

【農業委員会委員の定数と任期の取扱いについて】

事務局から、農業委員会等に関する法律及び合併特例法に基づき、新設合併における特例の概要についての説明を受けました。

◆報告第28号

新市議会制度検討小委員会報告について

第5回の小委員会の開催内容について報告しました。



新市議会制度検討小委員会
田嶋 義介 委員長

【各市町議会の議長との意見交換会】

6月9日(月)、各市町議会の意向について状況報告を聞き、設置選挙、在任特例、定数特例及び選挙区設置のメリット・デメリットについて活発な意見交換を行いました。7月18日(金)に再度意見交換会を開催する予定です。

◆報告第29号

新市名称・庁舎検討小委員会報告について

第5回の小委員会の開催内容について報告しました。



新市名称・庁舎検討小委員会
吉原 弘次 委員長

【新市の名称】

新市名称の募集結果の報告を受けた後、名称候補案の絞り込み方法について協議しました。次回協議会(8月1日開催予定)で名称候補案を提示する予定です。(募集結果は12ページに掲載しています。)

【新市の事務所の位置】

調整案を第6回協議会に議

案として提出する予定でしたが、本庁・支所の機能を更に協議し、行政側の意見を聴取したのちに提案することになりました。

◆報告第30号

情報管理センター(仮称)候補地選定委員会及び総合戸籍システム選定委員会の選定結果について

2市5町の電算システムの統合作業等を行う情報管理センター(仮称)の設置場所と、2市5町の戸籍電算システムを統合するためのシステムの選定結果を報告しました。

【情報管理センター(仮称)】

NTT出雲ビル事務棟
(出雲市今市町115-1)

【総合戸籍システム】

島根リコー(株)
(松江市平成町182-27)

◆報告第31号

出雲地区電算システム統合調査・基本計画策定業務報告(No.2)について

基本計画が完成したため、その内容について報告しました。

【電算システム統合基本計画】

基本計画には、統合の必要



議案事項

性、統合及び運用の方法、必要経費等がまとめられていません。経費は初期構築時の概算経費で、新システムにかかる費用が17億円、合併後の旧システムにかかる費用が2億円となっています。

◇議案第19号

電算システム統合に係る事業着手(その2)について

住民情報系システム、内部情報系システムの統合及び通信ネットワークの構築については、第3回出雲地区合併協議会で承認された「合併協定項目23 電算システムの取扱いについて」に基づき、合併時に住民サービス の低下を招くことのないよう平成15年7月から順次事業着手することが決定されました。

【住民情報系システム】

住民情報(住民記録、年金、国保など)、戸籍システム(第5回協議会で着手の決定済)、税務情報(住民税、固定資産税、収納など)、福祉情報(児童、高齢者など)

【内部情報系システム】

財務会計、人事給与、文書管理、グループウェア

【通信ネットワーク】

庁舎間ネットワーク、庁舎内ネットワーク

◇議案第20号

一部事務組合の取扱い(その1)について【合併協定項目14】

(第4回協議会で提案)

2市5町の全部又は一部をもって構成されている「出雲市外6市町広域事務組合」「出雲市外4町広域消防組合」「出雲市外3市町斐伊川水系水利組合」「平田市・斐川町火葬場組合」は、合併の前日をもって解散し、その事務及び財産等を新市に引き継ぐことが決定されました。

◇議案第21号

使用料、手数料等の取扱いについて【合併協定項目19】

(第4回協議会で提案)

次のとおり決定されました。
* * *
①2市5町で差異のない使用料、手数料等については、原則として現行のとおりにする。

②2市5町で差異のある使用料、手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、2市5町におけるこれまでの料金改定の経緯や住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、適正な料金となるよう可能な限り統一する。

この場合、必要に応じて激変緩和措置を講ずるよう努める。

◇議案第22号

補助金、交付金等の取扱いについて【合併協定項目20】

(第4回協議会で提案)

次のとおり決定されました。

* * *
補助金、交付金等については、従来からの経緯や実績を踏まえ、それぞれの地域特性を尊重しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点及び行政改革における補助金、交付金等の見直しの視点に立つて、その事業目的、効果を総合的に判断し、新市全体の活力が光り輝き増大するよう左記の方向で調整する。
【団体に係る補助金、交付金等】

①2市5町で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

②2市5町それぞれ独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績や地域特性を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。

【事業に係わる補助金、交付金等】

①2市5町で同一又は同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向けて調整する。

②2市5町それぞれ独自に実施している補助金、交付金等については、それぞれの地域特性や事業の実績を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。

◇議案第23号

各種事務事業(総合計画関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

(第5回協議会で提案。第1小委員会付託案件)

次のとおり決定されました。
【総合振興計画】

総合振興計画(地方自治法第2条第4項に基づく基本構想)については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。

なお、新市において策定するまでの間は、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。

【土地利用計画・国土利用計画】

土地利用計画、国土利用計画については、新市において策定する。

◇議案第24号

各種事務事業(保健事業関係その1)の取扱いについて【合併協定項目24】

(第5回協議会で提案。第2小委員会付託案件)

次のとおり決定されました。
【各種予防接種】

当面現行のとおりに新市に引き継ぐ。
実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。

ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。

【予防接種手帳】

当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。

【予防接種被害調査委員会】

2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。



協議事項

今回提案した協議事項は、すべて小委員会に付託するものです。今回の協議会で出された意見も踏まえて、小委員会にて検討をしていきます。

◇協議第16号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて【合併協定項目10】

(第3小委員会付託)

第3小委員会で審議のうえ、案を作成して、協議会で決定することを提案しました。

委員からの意見

*農業・農村地域の条件の違

いが2市5町の間で大きい。それを1つにまとめればいいという単純な考えではなく、それぞれの地域の農業・農村が今後も意欲を持って取り組めるような農業政策が必要。



第6回出雲地区合併協議会

◇協議第17号

地方税の取扱いについて【合併協定項目18】

(第1小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第1小委員会で協議していきます。

【税証明手数料】

①市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から1件について300円に統一する。

②租税特別措置法第72条（所有権保存登記）、第73条（所有権移転登記）、第74条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から1件について1,300円に統一する。

【督促手数料】

合併時から督促状1通について100円に統一する。

【個人市民税】

個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により人口5万人以上50万人未満の標準税率を適用し、平成17年度から年額2,500円に統一する。所得割の税率は、現行のとおり標準税率に統一する。

【法人市民税】

現行のとおり、均等割の税率は、制限税率（標準税率×1.2）、法人税割の税率は、制限税率（14.7%）とする。

【固定資産税の税率】

1.5%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し出雲市、平田市及び斐川町は、平成17年度から

1.5%に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成17年度から5年度間は現行のとおり1.4%、6年度目から1.5%に統一する。

参考

*現在の各市町の固定資産税の税率
平田市1.55%、出雲市・斐川町1.50%、佐田町・多伎町・湖陵町・大社町1.40%

*地方税の不均一課税
合併により直ちに均一の課税をすることが著しく公平を欠く場合は、合併後5年以内に限って、課税免除及び不均一課税（市町によって税率を変える）をすることが認められています。

*委員からの意見
①佐田町外3町で現行税率を適用する期間について
*5年間は長すぎる。できれば3年位で統一を図るべきである。5年間にするのであれば、5年間のうちで段階的に上げるような工夫も検討してもらいたい。
*周辺部の町としては、上がった税金がどこに使われるのかも問題。周辺部が寂れ

るといふ心配もあるので、是非5年間の現行税率適用をお願いしたい。

②固定資産評価額について
*税率のことだけではなく、評価方法についても小委員会でも議論してもらいたい。評価額が違つとそちらの方が税額への影響が大きい。

【固定資産税の不均一課税】
鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

【固定資産税の課税免除】
現行の基準を継続する。

【軽自動車税】
現行のとおり制限税率（標準税率×1.2）とする。

【都市計画税】
現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。

平田市、斐川町及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域



の都市計画事業計画の作成をみて検討する。

委員からの意見

出雲市以外の市町については、合併後に都市計画税の適用の検討をするのではなく、合併までにはつきりさせてもらいたい。

【入湯税及び入湯税の課税免除】

現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客1人1日について、150円」に統一する。

入湯税の課税免除は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金1,050円（消費税込み）以下の利用客」を加え、その基準を統一する。

【納期前納付報奨金制度】

平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。

【納税組合制度】

平成17年度から廃止する。

◆ ◆ ◆
協議第18号

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて【合併協定項目24】
(第1小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第1小委員会にて協議してまいります。

【行政改革大綱】

2市5町の行財政改革の取り組みや合併協議を踏まえつつ、新市において、合併効果を早期に発揮できるように、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

会長の意見

行政改革大綱の策定を新市任せにするのではなく、合併協議会においても改革の基本方針は定めていくということを首長間でも協議している。

委員からの意見

今回の合併は、行財政改革の効果を出すことが大きなねらい。やはり、協議会の中で大まかな方向性を確認したうえで、新市において策定してもらいたい。

◆ ◆ ◆
協議第19号

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて【合併協定項目24】
(第2小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会にて協議してまいります。

【窓口手数料】

2市5町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、斐川町の例により合併時に統一する。ただし、「身分証明（破産者、成年被後見人等）」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。

【窓口サービスのあり方】

新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。

【土日サービスコーナー、証明書自動交付機】
現行のとおり新市に引き継ぐ。

◆ ◆ ◆
協議第20号

各種事務事業（保健事業関係その2）の取扱いについて【合併協定項目24】
(第2小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会にて協議してまいります。

【乳幼児等医療費助成制度】

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。

【福祉医療費助成制度】

大社町の例により合併時までに調整する。

◆ ◆ ◆
協議第21号

各種事務事業（高齢者福祉関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】
(第2小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会にて協議してまいります。

【敬老記念事業】

記念品贈呈の対象は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。

【高齢者生活福祉センター事業】

現行のとおり新市に引き継ぐ。**【在宅介護支援センター運営事業】** 各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。

◆ ◆ ◆
協議第22号

各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】
(第3小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第3小委員会にて協議してまいります。

【地域農業マスタープラン】

2市5町の現行のプランは、平成16年度までのものであり、平成17年度以降事業が延長される場合には、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。

【地域農業の推進体制】

地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。



【農業振興地域整備計画】

合併後に予想される県の基本方針の変更に基つき、速やかに策定する。

【農振除外】

農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。

除外申請受付については、年2回、2月と8月とし、受付期間は、それぞれ1ヶ月間とする。

【農業振興地域整備促進協議会】

新市において設立し、委員構成は、議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、斐川町農協等2市5町の現在の構成を踏まえて構成する。

【農地の集積・流動化】

新市において調整し基本方針を定める。推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。また、農業委員会との連携を強化しながら流動化を進めるよう、市が積極的に施策を展開する。

【農地流動化奨励補助金】

国・県の動向を踏まえ新たな制度を定める。

【農業経営基盤強化促進基本構想】

県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。

【新規就農者及び農業後継者の育成・支援】

斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。

【認定農業者の認定基準】

国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな基準を定める。

【農業法人・集落営農組織の育成・支援体制】

新市において再編する。

◇協議第23号

各種事務事業（水産関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】（第3小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第3小委員会にて協議してまいります。

【栽培漁業地域展開事業】

現行のとおり新市に引き継ぎ、東西二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。「出雲東部地域栽培漁業部会・平田市及び平田市の漁協が加盟。出雲西部地域栽培漁業部会・多伎町・湖陵町・大社町及び各町の漁協が加盟。」

【市町単独補助事業】

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業

を統一する。

委員からの意見

水産業にも地域特性があるので、「事業の統一」の内容については、十分な検討が必要である。（単に一本化するだけの調整であってはならない。）

【沿岸漁業融資資金】

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。

【内水面漁業振興対策事業】

平田市及び斐川町の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については、合併時に統一する。

【国県事業上乗せ補助金】

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。

【漁獲共済換金助成事業】

各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。

【漁業振興基金】

多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難

であり、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。



◇協議第24号

各種事務事業（都市計画関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】（第3小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第3小委員会にて協議してまいります。

【都市計画区域及び用途地域】

現行の都市計画区域及び用途地域は、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。

【都市計画マスタープラン】

現行のプランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。

委員からの意見

使用料、手数料、地方税等については提案があったが、住民にとっては全体的にどう変わるのか分からないと、委員としても判断のしようがない。7市町の標準家庭のようなものを想定して、試算をしてもらいたい。

会長の回答

事務的に作業をして、分かりやすい資料を作ります。

出雲地区合併協議会幹事の交代

【斐川町助役】新宮 義忠 ⇒ 古川 君和





*合併協定項目と協議状況

(平成15年6月現在)

	協定項目	提案	決定	備考
1	合併の方式	第2回協議会(協議)	第2回協議会(確認)	
2	合併の期日	第2回協議会(協議)	第2回協議会(確認)	
3	新市の名称	第2回協議会(協議)		新市名称・庁舎検討小委員会へ付託中
4	新市の事務所の位置	第2回協議会(協議)		新市名称・庁舎検討小委員会へ付託中
5	町、字の区域及び名称の取扱い			
6	慣行の取扱い			
7	財産及び債務の取扱い			
8	条例、規則等の取扱い	第3回協議会(議案)	第3回協議会(方針)	
9	議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会(協議)		新市議会制度検討小委員会へ付託中
10	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第6回協議会(協議)		第3小委員会へ付託中
11	一般職の職員の身分の取扱い	第4回協議会(協議)		
12	特別職の身分の取扱い			
13	組織及び機構の取扱い			
14	一部事務組合等の取扱い	第4回協議会(協議)	第6回協議会	
15	公共的団体等の取扱い			
16	消防、救急の取扱い			
17	地域審議会の設置に関する事			
18	地方税の取扱い	第6回協議会(協議)		第1小委員会へ付託中
19	使用料、手数料等の取扱い	第4回協議会(協議)	第6回協議会(方針)	
20	補助金、交付金等の取扱い	第4回協議会(協議)	第6回協議会(方針)	
21	国民健康保険事業の取扱い			
22	介護保険事業の取扱い			
23	電算システムの取扱い	第2回協議会(協議)	第3回協議会(方針)	
		第4回協議会(報告)		
		第5回協議会(報告)	第5回協議会(確認)	情報管理センター(仮称)設置・戸籍システム統合着手
		第6回協議会(報告)	第6回協議会(確認)	住民情報系・内部情報システムの統合、通信ネットワークの構築着手
24	各種事務事業の取扱い	第2回協議会(協議)	第3回協議会(方針)	
	総合計画	第5回協議会(協議)	第6回協議会	
	行政改革大綱	第6回協議会(協議)		第1小委員会へ付託中
	窓口業務	第6回協議会(協議)		第2小委員会へ付託中
	保健事業(その1)	第5回協議会(協議)	第6回協議会	
	“(その2)”	第6回協議会(協議)		第2小委員会へ付託中
	高齢者福祉(その1)	第6回協議会(協議)		第2小委員会へ付託中
	農林(その1)	第6回協議会(協議)		第3小委員会へ付託中
	水産(その1)	第6回協議会(協議)		第3小委員会へ付託中
都市計画(その1)	第6回協議会(協議)		第3小委員会へ付託中	
25	新市建設計画関係(財政計画含む)	第2回協議会(協議)	第3回協議会(策定の進め方)	第1・第2・第3小委員会へ付託中
		第4回協議会(協議)		



新市建設計画（基本方針等）の仮まとめ 「抜粋」

これは現段階での仮のまとめであり、今後、予定されている主要施策等の協議に併せて、引き続き検討を進めていきます。

基本理念

出雲地域2市5町は、「神話の国出雲」として共通の歴史的、文化的風土の中で、空港、港湾機能、農業、商工業、観光、保養等の機能が集積し、恵まれた自然環境と併せ、極めて高い発展の可能性を持っています。その2市5町が相互信頼と協力による新設合併（対等合併）を行い、共通の目的に向かい総合的なまちづくり施策を強力に推進します。

新市の建設にあたっては、「未来と古代が響き合う 日本ふるさと出雲の國つくり」をキャッチフレーズに地域の特色ある機能を多面的に



集積、発揮し、産業、福祉、環境、教育文化、観光交流を進め、山陰の中核拠点都市として、また、国内、国外との交流を視野に入れた21世紀交流都市として自立できる力強い魅力あふれる20万特例市をめざします。

将来像

歴史文化が暮らしに息づくまち

出雲の地には、「国引き」、「国譲り」、「スサノオ」神話の舞台として多くの歴史的、文化的資源があります。

この出雲神話に代表される歴史文化は、住民の皆さんが「出雲はひとつ」と共感できるものであり、ひとつのまちとしてまとまるための拠り所でもありと考えます。

他の地域が願っても得ることのできないこの貴重な資源を活かし、歴史文化が暮らしに息づくまちづくりを進め、訪れたいくなるまち、住みたいくなるまちをめざします。

都市的機能が充実したまち

山陰の中核拠点都市として、生活・産業基盤の整備を進め、民間の設備投資が活発に行われる都市的機能の充実したまちづくりを進めます。

生活・産業基盤の整備を民間設備投資の拡大・企業進出による地域経済の拡大、多様な就労の場の創出につなげ、定住人口の拡大、財政基盤の充実をめざします。

そして、将来を担う若者や子どもたちが、この出雲の地でやりたい仕事に就ける、なりたい自分を実現できるまちをめざします。

地域の特性が光るまち

出雲地域2市5町には、それぞれの地域に山、海、川、湖などの自然、歴史、文化財、観光資源、さまざまな産業、医療・福祉・学習施設等があり、それら特性・資源を活かしたまちづくりが各市町において地域住民とコミュニティとの連携のもと進められてきました。それぞれの地域が持つこの特性、役割を大切に、さらに発展させることが個性ある新市を創造することにつながると思います。

これらの地域特性のネットワーク化、一体化を図ることに、地域特性が光り、総合力を発揮できるまちをめざします。



基本方針

① まちづくりの基本方針

① 交通・物流の中核交流都市の建設

新市は、山陰有数の人口・経済規模を持ち、交通の面でも出雲空港、山陰自動車道、河下港を有しており、地域の交通、物流の要といえます。この恵まれた条件をさらに活かすために陸・海・空の広域交通網整備を進めるとともに、産業、福祉、防災等各種施策との連携を図りながら幹線道路、公共交通などの地域内交通網整備を進め、新市の一体化、連帯感の醸成に努めます。また、山陰の中核交流都市にふさわしい都市基盤、都市機能の整備に努めます。



② 山陰をリードする産業拠点機能の充実

新市は、農業・工業生産高で県内トップ、商業第2位の経済基盤を持っています。この基盤を活かし、発展させることが重要な施策となります。農林水産業・商工業の技術力、生産性の高度化及び地域特性を活かした振興策を推進するとともに、農林水産業、福祉、医療、観光などの連携による新産業の創出にも努めます。これにより地域経済基盤の確立、多様な就労の場の創出、定住人口の拡大に努め、自立できる地域づくりをめざします。

③ 健康の増進と高度な医療・福祉サービスの提供

健康と長寿を全うすることは、すべての人の願いであり、子どもから高齢者までみんなが健康で自分らしく生活できるまちづくりが求められています。これを実現するために、新市に立地する、島根医科大

学附属病院、県立中央病院、市立病院など県内随一の医療機関群と各地域の福祉・健康増進拠点との連携を進め、健康・福祉・医療のネットワーク構築を図ります。また、住民参加による健康づくり、在宅福祉サービスの推進し、より高度で地域密着型のサービスの提供をめざします。

④ 夢を育む教育と未来を担う人材育成支援の推進

子どもを安心して産み、育てやすい環境の整備、教育施設・体制の整備充実、新市にある環境・自然・科学等の学習施設を活用した体験学習の実施、学校・家庭・地域社会との連携などを図り、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めます。

また、住民がいつでも、自由に学習・活動の機会を選択できる生涯学習社会の構築、スポーツ、レクリエーションを楽しめる条件整備を進めます。



⑤ 文化・自然に恵まれた安心・安全定住環境の実現

地域の歴史、文化、景観に配慮したやさらしい居住空間整備を進めるとともにリサイクルの推進や下水道整備、風力やバイオマスなどのクリーンエネルギーの利用促進による環境にやさしい循環型社会の構築、新時代に対応できる情報通信基盤整備、都市の安心安全を確保する消防・防災体制強化・治山治水事業の推進を図ります。

身近なコミュニティでの住民活動の拠点整備、活動への支援を行い地域コミュニティ、各種団体の育成を図ります。



⑥ 地域資源を活かした山陰の観光・文化交流の中心舞台創造

新市は、出雲大社などの古

代出雲文化遺産や大山隠岐国立公園に代表される山、川、海、湖の自然に恵まれています。歴史文化遺産を活用した拠点整備やこれらをつなぐネットワークの構築、海洋・森林リゾートの整備により山陰の観光・文化交流の中心舞台となることをめざします。また、地域の生活と共に息づく伝統文化・芸能・行事の保存育成、住民が優れた文化に触れる機会の拡充に努めます。

② 行財政運営の基本方針

① 新市の一体化と均衡ある発展

出雲地域2市5町が合併後、それぞれの地域特性を活かしながら新市としての総合力を発揮するためには、新市の一体化、地域の均衡ある発展を速やかに進める必要があります。そのためには、交通網の整備、地域の特性を活かした産業振興、拠点整備などを重点的に推進します。また、新市の人口は、中心部で増加し、山間地、半島海岸部では

⑤ 各種拠点地域
新市の持つ豊富な自然、文化、産業資源を有効に活用するためにリゾート、歴史文化、産業、福祉医療、環境など地域特性に応じた拠点整備を図ります。

④ 中山間・海岸地域
地域特性を活かした産業振興、特産品の開発に努めるとともに、農村、漁村の持つ生活、環境、文化などの多面的な機能の保全、活性化を図ります。



③ 農業地域
良好な生産・生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的、適切な土地利用を図ります。

進め、潤いと活力のある地域の拠点となる市街地の形成を図ります。

③ 住民との連携、協働
新市を住みよいまち、住み



② 行財政改革の推進
新市では、定住人口、交流人口の増加、地域経済の発展をめざし各種施策を推進し、税収の涵養に努めます。しかし、現在の厳しい社会情勢から税収の伸びは見込めないうえ、国の財政改革による交付税の削減等自治体財政は厳しい状況にあります。このため、新市の行財政運営では、堅実な歳入見込みのもと、組織のスリム化、人員の適正化、民間委託等を進め、効率的な行財政運営のもと、財政基盤の強化に取り組めます。

減少しています。特に、山間地、半島海岸部では、人口減による集落機能の低下が危惧されます。その機能の活力維持・活性化のための各種施策を展開します。

■ 大社町

出雲大社を中心とする歴史文化のシンボル空間整備と門前町の賑わいづくり、広域観光や地域交流の拡大を目指す拠点の拡充整備を図るとともに、自然環境の中核である国立公園日御碕の環境と機能整備を図ります。また、半島部振興や居住空間の形成整備に努めるとともに、交流拡大を目指し幹線道路ネットワーク整備を推進し、定住促進と「島根の顔・出雲圏域の交流舞台大社」としての機能充実、魅力拡大を図ります。

■ 湖陵町

新市道路交通の要所（国道9号・主要地方道湖陵掛合線・山陰自動車道出雲ICの結節点）となる神西湖周辺、それに続く海浜を活用し、滞在型健康レジャーゾーンの形成を図ります。また、優良に保全された自然環境、交通の利便性を活かし、光ファイバーを敷設する等、情報通信技術を積極的に活用した公共宅地分譲や公営住宅を整備し、安心して住みたくなる定住拠点とします。

■ 多伎町

海洋資源を活用し健康海岸として整備を進めてきた岐久海岸及び田儀海岸を中心に、心身ともにリフレッシュできる健康文化の拠点、出雲と石見を結ぶ観光・交流の拠点として整備を進めるとともに、自然エネルギーを活用し積極的に地球環境と向き合った地域づくりを推進します。
また、ヘルシーフルーツ「いちじくの里」として特産を生かした産業拠点づくりを図ります。

■ 佐田町

すさのお神話と神戸川や豊かな緑の中で朴訥に生きてきた悠久の歴史を基盤とし、自然を活かした住環境の整備や、自然にやさしい農産物づくり、バイオマスなどの自然エネルギーの利用、自然環境の中での福祉サービスや山林や農村空間を活かした体験交流、豊かな郷土芸能等をとおして安心・安全でやすらぎのある食・住・遊の環境の整備を推進し、人間回帰の空間整備を進めます。

■ 平田市

海、川、湖の3つの水辺フィールドを活かし、自然と共生する新市東部の居住拠点の整備をめざします。しじみやアマダイの水産資源、多様な農産物、地酒などの特産を活用した安全安心な食の産業振興を図ります。少子高齢化社会への対応として、医療・介護・健康を軸とした施設整備の充実を図り、住民と協働して快適なまちづくりを進めていきます。

■ 斐川町

県内随一の農業基盤、工業基盤を持ち、広域交通の要です。これらを活かすため、豊かな田園空間の保全と農業振興、産業及び企業化支援の拠点づくり、出雲空港、山陰自動車道、国道9号を中心とした交通ネットワークの構築を進めます。また、人口の増加が予想される地域であることから、さらに生活環境、教育環境、子育て環境などを充実させ、自然と文化に恵まれた住環境整備を実現します。

■ 出雲市

出雲市駅周辺や中心市街地の整備を進め、県で第2の人口を有する県央の中核拠点都市としての「出雲の顔」づくりを推進する一方、農業、工業、商業のバランスある産業の発展を図ります。
また、高度医療機能の集積に合わせ、保健・福祉が連携した安心でやすらぎのある都市、そして教育や科学、音楽、芸術、文化・スポーツの振興により、人材の育成に努め、うるおいと活力のある心豊かな拠点都市の創造を推進します。



① 中心市街地地域
広域交流・広域商業の拠点、都市型産業が展開する新市の顔・シンボルとなる地域として都市基盤、都市機能の充実を図ります。

② 市街地地域
都市基盤の整備、機能の充実を図りながら、適正な用途配置に努めるとともに緑化を

たいまちとしていくためには、行政の取り組みだけでは成り立ちません。住民の理解と協力が必要です。新市では、地方自治の主役である地域住民や地域コミュニティ・各種団体と共に行政が連携、協働し、地域全体で多様化、高度化する地域の課題を解決していく新しい地域振興の体制づくりを進めます。体制づくりの前提としての、わかりやすく信頼される行政運営を展開するため、情報提供や情報公開、広報広聴機能の充実、住民参加の促進に努めます。

③ 土地利用及び都市構造



新市名称募集結果



応募総数・応募方法

- 応募総数 9,144 件
- 有効件数 8,948 件
- 応募方法 専用応募ハガキ 40%、応募箱 26%、ホームページ 15%、官製ハガキ 12%、FAX 5%、封書 1%、電子メール 1%

提案名称

全部で 1,118 種類の名称の提案がありました。
このうち、「出雲」を含む名称が 276 種 (25%)、「神」を含む名称が 213 種 (19%) を占めています。

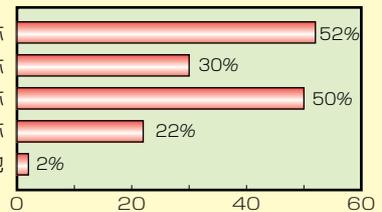
- 応募件数 「出雲市」が 2,799 件 (31%)、「出雲大社市」2,419 件 (27%) で、この 2 つの名称で全体の 6 割を占めています。

名称の提案理由

応募者の半数が、「地域の歴史・文化にちなんだ名称」「地域を全国的にアピールできる名称」を挙げています。

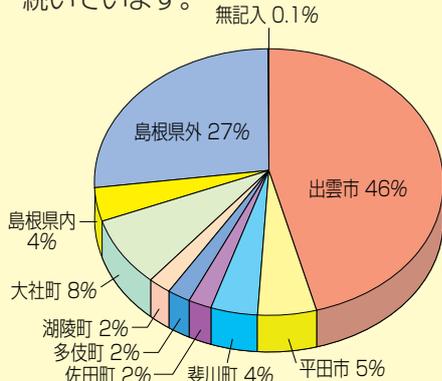


地域の歴史・文化にちなんだ名称
地域が地理的にイメージできる名称
地域を全国的にアピールできる名称
地域の住民が一体感を持てる名称
その他



応募者の住所

出雲市が 46% で最も多く、
県外 27%、大社町 8% と
続いています。



主な提案名称

新市名称	ふりがな	件数
出雲市	いずもし、いづもし 等	2,799
出雲大社市	いずもたいしゃし、いづもたいしゃし、いずもおやしろし 等	2,419
いずも市	いずもし	560
新出雲市	しんいずもし、しんいづもし 等	212
神在り市	かみありし、じんざいし、しんざいし 等	94
くにびき市	くにびきし	85
いづも市	いづもし	82
神出雲市	しんいずもし、しんいづもし、かみいずもし 等	70
国引市	くにびきし 等	68
神有り市	かみありし 等	58

※新市名称募集結果は、ホームページに掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

お知らせボード

● 次回協議会は8月1日(金) ●

第7回協議会

- ・ 平成 15 年 8 月 1 日 (金)
15:00 ~
- ・ 出雲市今市町北本町
出雲交流会館



● 合併協議会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局（電話 0853-23-1008）までお尋ねください。